

重要事項説明書

(特定福祉用具販売・介護予防福祉用具販売)

お客様に対する福祉用具販売の提供開始にあたり、厚生省令第37号第216条、第8条に基づいて、当事業者がお客様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者名称	高住研キヨタ株式会社
所在地	神奈川県横浜市緑区いぶき野1-21
代表者氏名	代表取締役 坂巻 道修
設立年月日	平成14年5月1日
電話番号	045-507-7331
ホームページアドレス	http://kojukenkiyota.com

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所

(1) 事業所の所在地等

事業所名	高住研キヨタ株式会社横浜店
所在地	神奈川県横浜市緑区いぶき野1-21
電話番号	045-507-7333
FAX番号	045-983-6776
事業所番号	1473300414
管理者	小泉 洋
サービスを提供できる地域	横浜市・川崎市・相模原市・町田市

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業の目的と運営方針

事業の目的
指定特定福祉用具販売・介護予防福祉用具販売事業の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習を終了した者が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具・介護予防福祉用具を販売することを目的とする。
運営の方針
1. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来る様、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定・取付・調整等を行い、特定（介護予防）福祉用具を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図りその機能訓練等に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図る。
3. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、区市町村、他の居宅サービス事業者、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
4. 前3項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 当事業所の職員体制

職名	担当	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者		1名		あり	1名	福祉用具専門相談員及び業務の管理
福祉用具 専門相談員	福祉用具	9名	なし	なし	9名	特定（介護予防）福祉用具販売の提供にあたる
	住宅改修	4名	なし	なし	4名	主に住宅改修の提供にあたる
	事務	5名	1名	なし	5名	主に請求管理を担当
合計		19名	1名	-	19名	-

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休業日	日曜日、祝日、年末年始
営業時間	9:00～18:00

3 提供するサービスの内容及び費用

取扱品目

①腰掛便座	②入浴補助用具	③簡易浴槽	④移動用リフトのつり具の部分
⑤特殊尿器	⑥自動排泄処理装置の交換可能部分	⑦排泄予測支援機器	
⑦固定用スロープ	⑧歩行器（歩行車を除く）	⑨単点杖（松葉杖を除く）	⑩多点杖

別途カタログにて商品ごとの料金を掲載しております。

4 販売費用等

- (1) 償還払い：利用者がいったん全額を支払い、後から保険請求する方式。
- (2) 受領委任払い：利用者が購入費のうち、負担割合(1割または2割または3割)に応じた費用を支払う方式。(※保険者により採用がことなります)
- (3) 交通費：上記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域にお住まいの方は、専門相談員が訪問するための交通費の実費を予め利用者またはその家族に対して事前に文書(見積書)で説明し同意を得て、実費をご負担していただくこととなります。

5 サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始
 - ア まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。
※居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
 - イ サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。
 - ウ お届けの日時や場所のご希望をお聞きし、ご相談の上、決定いたします。
 - エ 福祉用具販売品納品時に、取扱説明及び事故防止の観点でのご注意を説明させていただきます。
 - カ 商品に異音、故障、不具合等が生じた場合は、早めにご連絡をお願いします。

6 衛生管理等

- ア 事業所の管理者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする
- イ 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めるものとする

7 その他運営に関する事項

- (1) 研修：事業所は、専門相談員の質的向上を図るため定期的な研修を実施しております。
- (2) 秘密漏洩の禁止
 - ア 専門相談員その他の従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - イ 専門相談員その他従業員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (3) 個人情報利用の場合の同意
サービス担当者会議等において、利用者または家族の個人情報を用いる場合は、利用者又は家族の同意を予め文書にして同意を得ておくこととする。
- (4) 金品受領の禁止
当事業所の管理者、専門相談員及び従業員は、居宅介護支援事業者またはその従業員に対し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させる代償として、金品その他の財産上の利益を授与しないよう、雇用計画に規定する。

8 サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所のお客さま相談・苦情窓口

【事業者の窓口】 高住研キヨタ株式会社横浜店 担当 小泉 洋	所在地 神奈川県横浜市緑区いぶき野1-21 電話番号 045-507-7333 FAX 045-983-6776 受付時間 9:00~18:00
---	--

- (2) 苦情処理体制

苦情受付 ⇒ 事実確認 ⇒ 対応結果・経過 ⇒ 業務改善

- (3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び神奈川県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・ 横浜市介護事業指導課 045-671-2356
- ・ ●●区高齢・障害支援課 045-***-****
- ・ 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係 045-329-3447/0570-022-110(ナビダイヤル)

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏名			
	連絡先		電話番号	

10 事故発生時の対応

福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じることとする。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

(当事業所は三井住友海上火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。)

保険名：賠償責任保険 保障の概要：限度額1事故につき5,000千円

11 虐待の防止のための取組について

(1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

記虐待防止に関する責任者：小泉洋

(2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的で開催しています。

(3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

12 業務継続計画（BCP）の策定

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的で開催するなどの措置を講じる。

13 その他運営についての重要事項

研修 1. 事業所は福祉用具専門相談員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

①採用時研修 採用事後3ヶ月以内

②継続研修 年2回

令和 年 月 日

福祉用具の販売にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業所
所在地

説明者氏名

高住研キヨタ株式会社横浜店
神奈川県横浜市緑区いぶき野1-21
045-507-7331



私は、本書面により、事業者から福祉用具販売についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

ご利用者 住所
氏名

(代理人) 住所
氏名
続柄